

「神様の恵みと祝福を全ての人々に」

専務理事 渡部 信

2023年も年の瀬になり、未だコロナ感染の恐れがありますが、通常の生活に戻りつつあり、今年は以前に比べて、明るいクリスマス、年末、正月を皆様方も迎えられるのではないのでしょうか。その中で、様々な困難に直面されている方にも、良い解決と神様の恵みと祝福がありますよう心からお祈りします。

今年の9月に岐阜市の長良川国際会議場において「第7回日本伝道会議」が行われ、私たちの財団「東南アジア文化友好協会」の働きを「分科会」で報告する機会を得ました。主題は「償いの業」についてです。私たちの財団は1963年に加藤亮一牧師を中心に、太平洋戦争で被害を与えた東南アジアの人々へ戦後の「償いの業」として、若い学生を日本に招き、留学のお世話をし、本国に戻った時には本国で活躍して頂こう、との主旨で、留学生寮を東京の池袋教会で運営を始めたことが発足の契機となりました。そして今年で60年目を迎えます。その間、800名近くの東南アジアの学生が、皆さまざまの方々の厚意の献金によって、その恵みに浴することができました。献金のご支援くださった方々に心から感謝を申し上げます。

「償いの業」とは、ただ被害者に謝るだけでなく、その被害者の悲しみと苦しみを、彼らが喜びと希望へ変えられるように目に見える形で労することです。聖書では、それを「キリストの償いの業」と呼び、神様の恵みと祝福が、私たちの生活に実際に注がれる働きとして語られています。

加藤亮一先生は、旧日本軍の命令でインドネシアに派遣され、その被害者の実状を体験されました。そして、戦後、一人の日本人として被災国の若者を留学生として招くという形でこの償いの業を一早く立ち上げたことが、私たち財団の礎となりました。

現在は、多くの海外の若者が日本に様々な形で来るようになりました。在日外国人はおよそ中国人が80万人、ベトナム人が40万人、韓国人が30万人、フィリピン人が20万人であることが、この伝道会議でも報告されました。私たちの財団は、1972年にこの留学生招待制度から、外務省と一緒に海外実習生制度も必要ではないかという趣旨で、最初に海外実習制度を成立させた団体です。そして今では、他の協同組合等と技能実習受け入れ先企業が労働力を得るために、この制度に参入し、反面、様々なトラブルも生じて来ています。私たちの財団は、公益財団なので、大規模な事業を展開することはできませんが、彼らが少しでも日本で働くことが素晴らしい体験であるようにと、入国から帰国までの間、監理部門のお手伝いを、新しい「償いの業」として今年度か

ら始めることになりました。どうぞこれからも新しい分野での当財団の働きをご支援くださり、東南アジア諸国との大切な友好交流の働きとして続けさせて頂きたいと願っております。



写真は、ベトナム人たちとの交流促進の場として教会を通しての交わり（当日の大会から）

旧約聖書 19章34節 レビ記

「あなたたちのものに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である。」（注 写真掲載）



分科会での財団法人 東南アジア友好協会の働きを紹介